

介護保険制度における公定価格（介護報酬）
に係る地域区分の要望について

令和5年 9月 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

大阪府四條畷市議会
大阪維新の会市議団

幹事長 土井 一慶
議員 坂本 勇基
議員 柳生 駿祐

介護保険制度における公定価格（介護報酬）
に係る地域区分の要望について

令和6年度に改定予定の公定価格について、くすのき広域連合の解散後、地域区分の激変を緩和いただきたくお願い申し上げます。

（要 望 趣 旨）

貴省におかれましては、平素より本市の行政運営に対しまして、とりわけ福祉政策の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、平成11年より守口市、門真市とともに、くすのき広域連合（以下、「広域連合」という。）を設立し、効率的な共同運営を図ってまいりました。このような状況の中、介護報酬等に係る市域ごとの地域区分制度が導入され、貴庁との協議、調整を経て、広域連合の圏域内での率を統一し、3級地である15%に設定いただいたところでございます。

一方、国におかれましては、「地域包括ケアシステム」が提唱され、地域に密着した取り組みが求められるなか、3市で構成する広域連合であるが故に各市が担う健康増進、保健事業等の連携に機動的に対応できないといった支障が徐々に生じてきたところです。以上の状況を踏まえ、構成3市で協議検討を重ねた結果、令和6年3月31日をもって広域連合を発展的に解散することを決定したところでございます。

しかしながら、広域連合解散後の本市の地域区分は、国家公務員等の地域手当の級地区分に準拠するため、現在の15%から6%に大幅に減じてしまうこととなります。同一生活圏内の団体（10%～15%）と比して低く設定がされており、介護従事者及び介護事業者の収入が大幅な減額となり、ひいては、本市内で働く介護従事者及び介護事業者の撤退などが想定されることから、広域連合解散後における本市の介護保険サービスの低下が推測されるところです。

関係各省庁へ、地域手当の級地区分の地域間格差の是正については要望へお伺いしておりますが、くすのき広域連合の解散に伴う介護報酬に係る地域区分の激変の緩和について、格別のご高配を賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上